

秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 3 月 29 日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第 1 号

秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局文書取扱規程（平成26年秋田市上下水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第6号中「秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。